

令和3年5月10日

令和3年

上毛町農業委員会5月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会5月期定例総会議事録

1.日 時 令和3年5月10日（月）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 19名 欠席委員 3名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	大石 敏 秋	○	15番	磯 田 三 好	○
2番	小 森 秀 樹	○	16番	小 川 清 志	欠
3番	穴 田 栄 一	○	17番	奥 雅 樹	○
4番	近 砂 熊 雄	○	18番	坪 根 和 男	○
5番	矢 岡 望	○	19番	原 田 正 朝	○
6番	奥 野 和 浩	○	20番	東 一 義	○
7番	薬 丸 忠 夫	○	21番	南 雄 志 朗	欠
8番	広 崎 倫 孝	○	22番	山 本 直 子	欠
9番	保 元 保 男	○			
10番	横 山 健 一	○			
11番	松 下 隆 光	○			
12番	上 永 富 雄	○			
13番	向 本 忠 久	○			
14番	宮 本 健 一	○			

●事務局 事務局長 垂 水 勇 治 ○
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第26号 令和2年度の活動の点検評価(案)
- 議案第27号 令和3年度の活動の点検計画(案)

5.その他 ・東委員からの提案について
・磯田委員からの意見について
・次回定例総会日程

会議の経過

令和3年5月10日(月)午前9時00分開会

議長

皆さん おはようございます。

本日は、農業委員会5月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

本日は、南委員、山本委員から欠席の連絡がありました。小川委員さんがきておりませんが、上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から5月期、定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。議席4番近砂委員、議席5番矢岡委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、議案の審議に入ります。議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の2ページをお願いします。

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権34件、使用貸借権2件でございます。

まず、賃貸借権分ですが、期間は3年、5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして面積は、田が58,338㎡です。

筆数は34筆で貸し手が18名、借り手が15名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当 7,000円～11,000円となっております。

現物では、10kg～60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は3年、10年となっております。

対象作物は、水稻等でありまして、面積は田が3,154㎡です。

筆数は2筆で貸し手2名、借り手2名となっております。

次のページから申出明細一覧表をお付けしております。

5ページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書の通り農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第24号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の6ページをお願いします。

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字原井797番地ほか1筆、地目は畑及び田で、面積は計437㎡です。

所有権を移転する者は福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける者は、大字原井の●●さんです。

所有権移転後の●●さんの経営農地面積は、22,888㎡です。

箇所図・位置図は次のページの通りです。

申請農地は大字原井の県道沿い付近の農地です。

7ページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第25号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の10ページをお願いします。

令和2年度の目標及びその達成にむけた活動の点検・評価(案)についてでございます。

例年でしたら4月の総会で諮っているものですが、国のほうから内容の見直しがあるという情報があり、行橋農林の指示により作成を見送っていましたが、今年度につきましては従来通りの内容で作成するように指示がありましたので、昨年の様式で評価案を作らせていただきました。

次の議案27号についても同様でございます。

まず、10ページの農業委員会の状況は、昨年度3月末の状況です。

次の11ページをお開き下さい。担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、

2.令和2年度の担い手への集積実績は、627.3haで、目標を達成しています。

3.目標の達成に向けた活動の実績はですが、農地中間管理事業を活用し、人・農地プラン

に位置付けられている中心となる経営体への農地集積を行ったほか、

実質化した人・農地プランを作成しました。

4.目標及び活動に対する評価ですが、目標数値は達成しており、評価としては担い手への集積が相当進み、今後は実質化した人農地プランのもと集約化に務めていくとしています。

次の12ページをお願いします。Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

2.令和2年度の目標及び実績ですが、参入目標1経営体に対し、実績は0でした。

3.目標の達成に向けた活動ですが、就農支援に関する会議や、就農相談会の案内を行い、また、産業振興課の窓口で就農相談の受付を行っています。

4.目標及び活動に対する評価ですが、可能な範囲で目標に沿って行ったとしています。

次の13ページをお願いします。Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価ですが、始めに修正をお願いします。

1.現状及び課題の管内の農地面積(A)は、1006.2haを1004.2haに修正をお願いします。

遊休農地面積(B)は、4.2haを2.2haに修正、割合は0.42%を0.22%に修正して下さい。

修正は以上です。

2.の解消目標は1.0haの減に対し2.0haの増となっています。

目標の達成に向けた活動ですが、8月の農地パトロールのほか、年間を通して委員が農地の利用状況をパトロールをおこなっております。

次の14ページをお願いします。

V 違反転用への適正な対応ですが、

委員のみなさまのご協力により、違反転用はありませんでした。

次の15、16ページは農地法に基づく事務に関する点検です。

1 農地法第3条に基づく許可事務は、19件、

2 農地転用に関する事務ですが、処理件数は15件でした。

3 農地所有適格法人からの報告への対応ですが、14法人から報告がありました。

4 情報の提供ですが、賃貸借料情報の調査に当たっては、598件のデータを活用しました。

産業振興課窓口のほか町のホームページで公表しています。

農地の権利移動等の状況把握は、688件の事例を取りまとめています。

議案第26号については以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第26号については、原案の通り可決決定されました。

続きまして、議案第27号令和3年度の活動計画案についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の18ページをお願いします。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてでございます。

1 農業委員会の状況ですが、記載のとおりとなっております。

農家・農地等の概要は2015年農林業センサスに基づく数値を記入しています。

農業委員会の現在の体制は、記載のとおりです。

19ページをお願いします。II 担い手への農地の利用集積・集約化です。

課題については、担い手等の農地が分散化していることによる効率低下、
人農地プランに位置付けられた経営体への農地集積としています。

令和3年度の目標は農地集積面積の2haの上積みとし、活動計画は中心となる経営体への
農地集積の推進としています。

次に、III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。

直近3年間は新規参入がなく、課題に挙げたように対応できる農地が少ないことから、
目標は、1経営体0.5haとしています。

次に20ページをお願いします。

始めに訂正ですが、遊休農地に関する措置についてですが、1現状及び課題の官内の
農地面積Aを1002haから1006.2haに修正してください。

では、IV 遊休農地に関する措置と V 違反転用への適正な対応です。

違反転用の無い現状を維持するため 委員の日常的な農地パトロールと事務局への
情報提供に努めていただくほか、7月、8月には、特にパトロールを強化するとしています。

以上で、説明は終わります。

なお、この計画の案は町のホームページで公表し、意見等の募集を30日間行います。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようなので採決に入りたいと思います。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第27号については、原案の通り可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局

では、その他についてご説明申し上げます。

先月の総会においていただいたご意見について、事務局から申し上げます。

始めに 東委員さんからご提案のあった件ですが「企業が農業へ参入可能になる中で、
いかにして、農業を継続していくか、儲かる農業にしていくか準備を進めて行くべきでは
ないか」というご意見をいただいたと認識しております。

これにつきましては、テーマを総会で検討していただき、研修会などを開催してはどうかと
考えておりますが、いかなせん農業委員会の改選を控えておりますので、開催時期について
は、考慮させていただけますようお願いいたします。

東委員 時間延ばしてて間に合うのですか
農業は高齢化になっている。
これからの農業に問題点は沢山ある。企業は参入してきている。高齢化で中山間地域が
どういう状態になっているか、把握したうえでこの問題点を話す会にしないと重要な所を
解決していかないと。
減反地がどうなっているのか、担い手がどう経営をしているか、
担い手がどうなっているのかどういう集積しているのか把握してない状態で会議しても
農地を一時的に守る報告会ではだめになる。
事務局も去年と同じようではなくて、ちょっと変わった形にしていかないと、5年したら
30%は辞めていくのでは。農業を真剣に考えていたらいろんな問題点がある。
重要なことは農地を守れるのか、それによって人が増えて行くのか。
町長も人を増やしていくのが目的だと。
農業は最適な手段だと思う。
企業が入ってきて農地の経営が一時的に守られるのもよいが、決壊した時にどういう状態に
なるか？それでは、人口は増えない。
大きな組合も解散していくというのも出てきている。
地域のコミュニティも必要、スピードも大事、積極的に話し合いをしてほしい。

課長 課でも協議をしました。東さんのおっしゃる通りだとおもいます。
私どもも十分な協議ができなくて
皆さんからも、勉強・協議したいとか内容を取りまとめて、会長とも協議しながら
今後の上毛町の委員会のあり方について皆さんと意見交換したいと思います。
スピードをもっていかないといけないと考えていますが、もう少し時間を下さい。
今のやり方を少しでも改善できればと考えてますので今日のところはこれでお許してください。

東委員 荒れている農地どうしていくかなど、問題点をアンケートをとる。
3ヶ月以内で問題点を掲げて委員会に出し、みなさんの意見を聞きどうするか段取りをする。
現場の問題点を把握する。
今の担い手も60代70代が多く、5年10年経つと継続できなくなる。
受け手がいなくなり、出し手も困る。そうすると企業がくる。企業も採算が合わないと来なくなる。

議長 今日は検討するという事で よろしいでしょうか

事務局 次に、磯田委員さんからのご意見についてですが、条件の悪い農地について町は
今後どうしていくのか、方向性を示してほしいとのご意見であったと認識しております。
まず、福岡県農業振興推進機構を通しての中間管理事業についてですが、この事業は
農地の貸し借り、売買、いずれの場合でも、借り手、買い手を決めたくえで事業に乗せています。
推進機構ではなく、出し手ご自身や、事務局、委員の皆様が借り手、買い手を見つけています。

東委員 中間管理機構も条件の悪いところは前向きに進まない。中間の役をしていない。

磯田委員 それが出来ていないからこれからどうするんですか？
国も中間管理が手のとどかないところを行政の方で進めて下さいと。
それを、上毛町はどうするんですか？

事務局 受け手の見つからない農地については、農地耕作条件改善事業などを活用して条件を整えて
借り手を見つけることも可能です。
一昨年、尻高でこの事業を活用して中間管理機構が現地を見るところまでいったんですが、
最後で、受け手のところで頓挫してしまい事業ができませんでした。

磯田委員 尻高で地元が反対して頓挫した分ですか？

事務局 そのあとのことです。活用可能な事業があれば活用したい。

磯田委員 頓挫したのはどうしてですか。

事務局 受け手と出し手の条件面であわなかった。

保元委員 人・農地プランを推進していき、将来的に東さんのいうように一つ一つ実態調査していく。
集落営農の実態調査をしたけど、それから先が進んでいない。
東さんの言うように問題点を把握して一つのテーマに対して小委員会などで解決し、
最終的に大きな問題をやっていく。
高齢化対策など分科会も必要になるか。 短期間では無理だと思う。計画をたてていく。
法人を立ち上げる時、計画を立ててやっていると思う。
そういった取り組みで進めてはどうでしょうか。

事務局 福岡県は、令和10年度までに担い手への集積率を80%にするという目標を掲げています。
テーマを決めて小委員会も検討するなど
委員の皆様と協力しながら、町も取り組みたいと考えています。

東委員 こういうときはこうすると事案を出して下さい。
県は、関係ない。現場は大変なんです。現場を把握したうえで、上毛町でどう解決して
いくか、どう捉えていくかという事が大事では？
県に何う必要はない。
県は何かあったときに、補助事業をだしてもらえばよいのでは。
上毛はこうやっていくとし、農地が改善できたとなれば、立派なことだ。
現場では、数字があがらない。
現場に力を注いでください。

保元委員 今日のところは、これで終わったらどうですか。

東委員 3ヶ月をめどに考えて下さい。
問題点だけでも、現場がどう困っているのかを把握して下さい。
アンケート調査を出して下さい。

事務局 アンケートは3ヶ月はタイトです。

東委員 県・国の数字に向かっていけない。
現場が解決すれば自然と数字があがるのでは。

議長 時間もありますので、本日はこれで終わります。事務局は検討のほどお願いします。

令和3年5月10日 午前9時40分閉会